

「いばらき健康経営推進事業所」ロゴマーク利用ガイドライン

令和3年6月4日制定
茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課

1 ガイドラインの目的

「いばらき健康経営推進事業所」として認定された事業所等が、任意の印刷物等にロゴマークを使用することで、「いばらき健康経営推進事業所」認定制度が周知されるとともに健康経営の取り組みを行う事業所のイメージアップにつながることを期待される。

一方で、「いばらき健康経営推進事業所」ロゴマークは、著作権法による著作権保護の対象になるものである。

このことから、「いばらき健康経営推進事業所」認定制度の趣旨に沿った適切な使用がなされるよう、利用方法について示すものである。

2 ガイドラインの内容

(1) ロゴマークの使用範囲

ロゴマークが使用出来るのは、「いばらき健康経営推進事業所」の認定を受けた事業所のみとする。

使用する範囲は、事業所の表示板やポスター、チラシ、パンフレット、名刺、ホームページ等、当該事業所がいばらき健康経営推進事業所であることを周知するのに有効な媒体とする。

ロゴマークは改変せず使用することとする。大きさは、等倍の拡大・縮小であれば自由に変わることが出来、色については、カラーか白黒での使用とし、カラーでの使用時は、原図そのままの色を使用する。

なお、使用可能な範囲であるかどうか判断がつかない場合には、茨城県に相談すること。

(2) ロゴマークの入手

茨城県からデータにより提供を受けることが出来る。

3 その他の利用上の留意事項

以上の事項によらず、不適切な使用を行った場合は、使用を中止してもらうことがある。